

12 月は「オール東京滞納 STOP 強化月間」です  
税・保険料などの納付をお忘れなく!!

滞納は  
させない!  
放置しない!!  
逃がさない!!!



## 日の出町は東京都と連携し、 徴収対策を集中して実施します!

日の出町では、督促状の発送のほか、電話での催告、財産の調査や差押などを実施し、滞納の解消に積極的に取り組んでいます。12 月は東京都と連携して「オール東京滞納 STOP 強化月間」と位置づけ、徴収対策を集中的に実施し、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を図ります!

### 【日の出町の滞納 STOP への取り組み】

#### ■文書による催告

- ・滞納がある方を対象に、文書による納付催告を実施しています。

#### ■滞納処分の実施

- ・納期限を過ぎても納付の確認が取れない方には督促状や催告状を送付し自主的な納付をお願いしています。それでも納めない方に対しては、財産調査を行い、預金・給与および不動産などの差押をしています。

#### ■職員による一斉臨戸徴収

- ・町都民税をはじめとした町税(固定資産税・軽自動車税など)と国民健康保険税の滞納整理強化策として、職員が一斉臨戸徴収を実施しています。

#### ◆納税相談について

病気や災害など、やむを得ない理由で納期限内に納付することが困難な方については、生活状況をお聞きした上で、納付相談をお受けしています。

#### ★強化月間の 12 月は 夜間・休日窓口を開設します!

夜間／12 月の毎週木曜日  
午後 7 時 30 分まで  
休日／12 月 12 日(土)・13 日(日)  
・19 日(土)・20 日(日)  
午前 9 時から午後 1 時  
納税相談もお受けします。  
ご利用ください。

### 税金の納付は口座振替やコンビニ納付が便利です

- 口座振替は、指定された口座から自動的に納税ができる便利で確実な制度です。  
口座振替を希望する方は、税務課または庁内金融機関の窓口にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳届出印をお持ちのうえ、金融機関窓口に提出してください。  
※申し込みから最初の振替までに 1 ヶ月ほどかかります。余裕をもってお申し込みください。
- バーコード付きの納付書は納付書発行日から 1 年間を期限として、お近くのコンビニエンスストアでも納付できます。24 時間いつでも納めることができます。ぜひご利用ください。  
※取扱店舗は、納付書の裏面に記載しています。

問 税務課 納税係 ☎ 042 (588) 4107